

第2号議案 産業廃棄物処理施設の敷地位置について  
(長田区荻藻島町1丁目)

神戸市

# 目 次

1. 産業廃棄物処理施設の概要 .....	1
2. 産業廃棄物処理施設の設置手続きの流れ .....	5
3. 生活環境影響調査結果の概要 .....	8
4. 無害化認定申請書の縦覧・利害関係者及び神戸市長の意見提出 .....	10

# 1. 産業廃棄物処理施設の概要

- (1) 施設の種類 : 廃ポリ塩化ビフェニル (PCB) 等、  
ポリ塩化ビフェニル汚染物又は  
ポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
- (2) 処理を行う廃棄物の種類 : 廃ポリ塩化ビフェニル等  
ポリ塩化ビフェニル汚染物  
ポリ塩化ビフェニル処理物
- (3) 施設の位置 : 神戸市長田区苅藻島町1丁目
- (4) 事業者 : 神戸環境クリエート株式会社
- (5) 処理能力 : 18.24t/日
- (6) 用途地域 : 工業専用地域

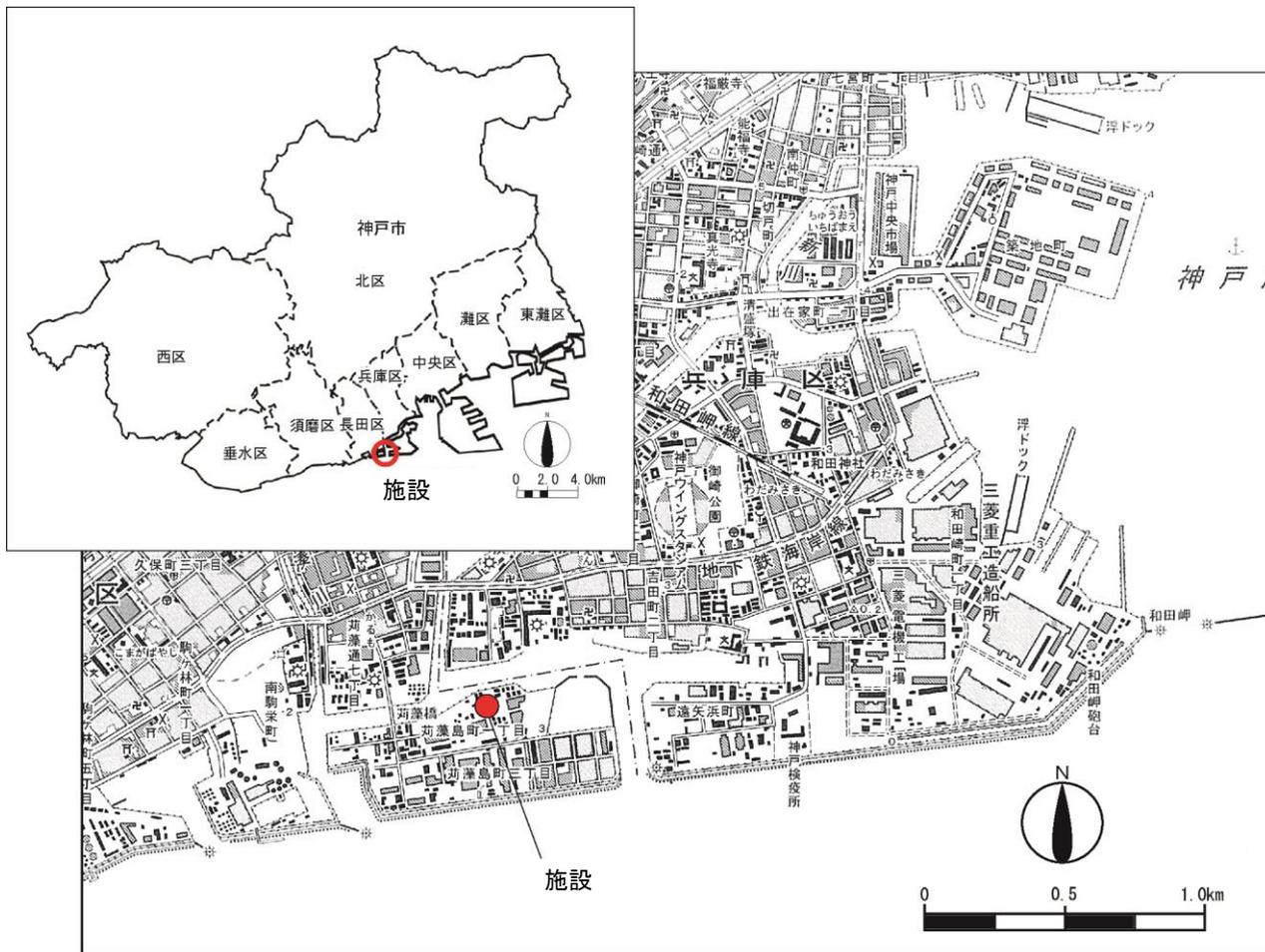


図 1-1 施設の位置(1)

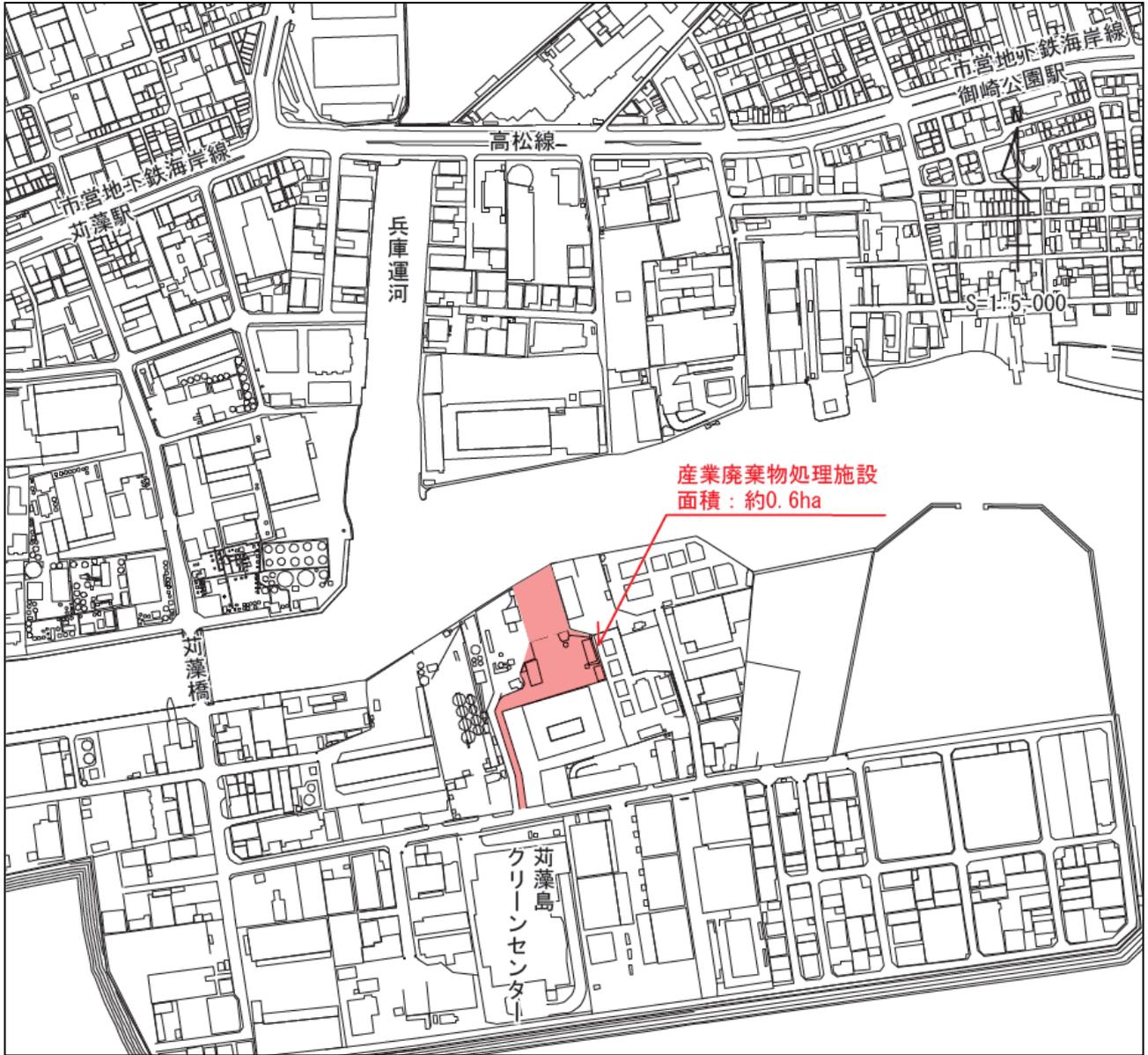


図 1-2 施設の位置(2)

- 廃PCB等の受入・保管施設
- PCB汚染物・処理物の保管施設
- 焼却炉・排ガス処理施設

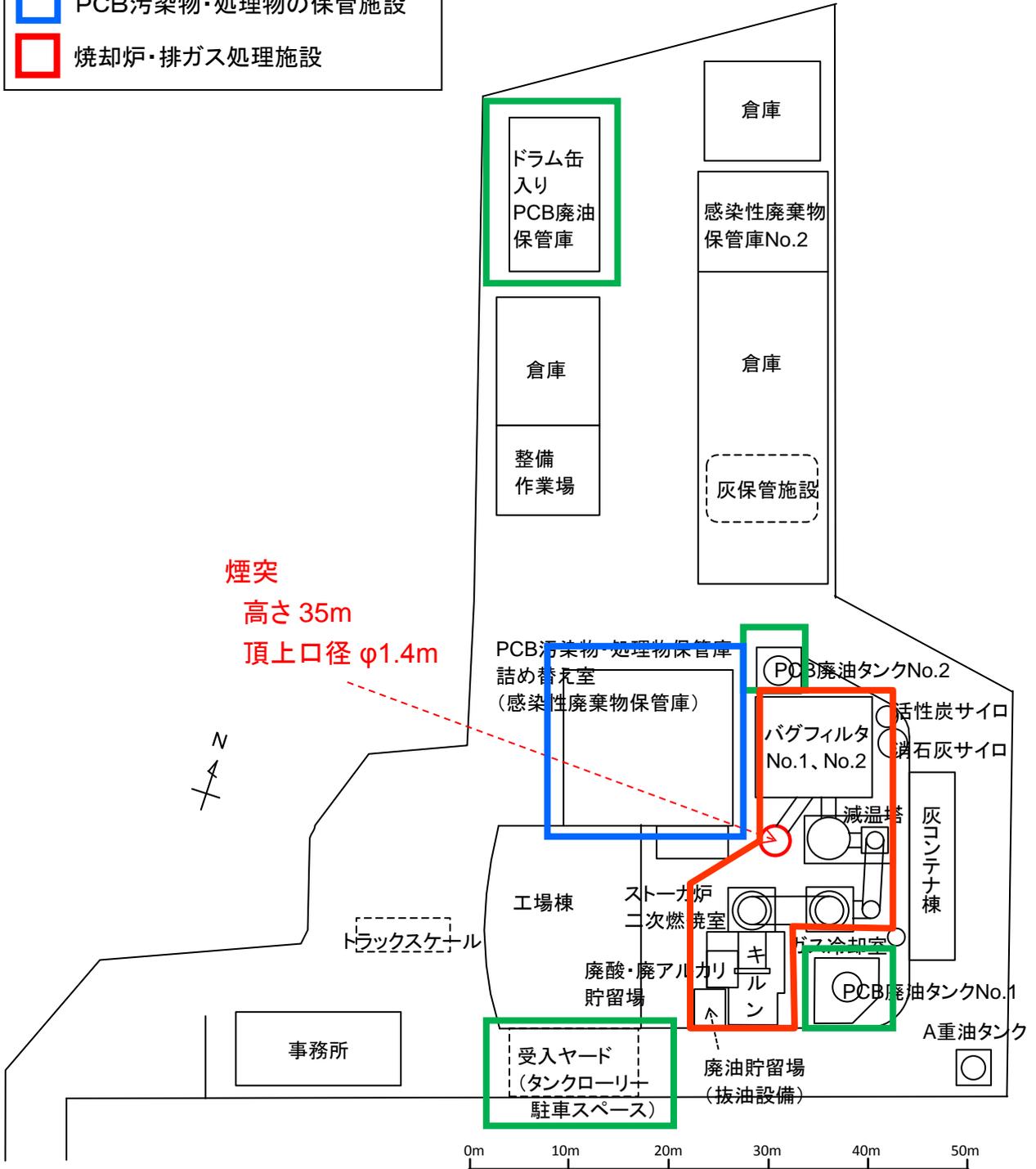
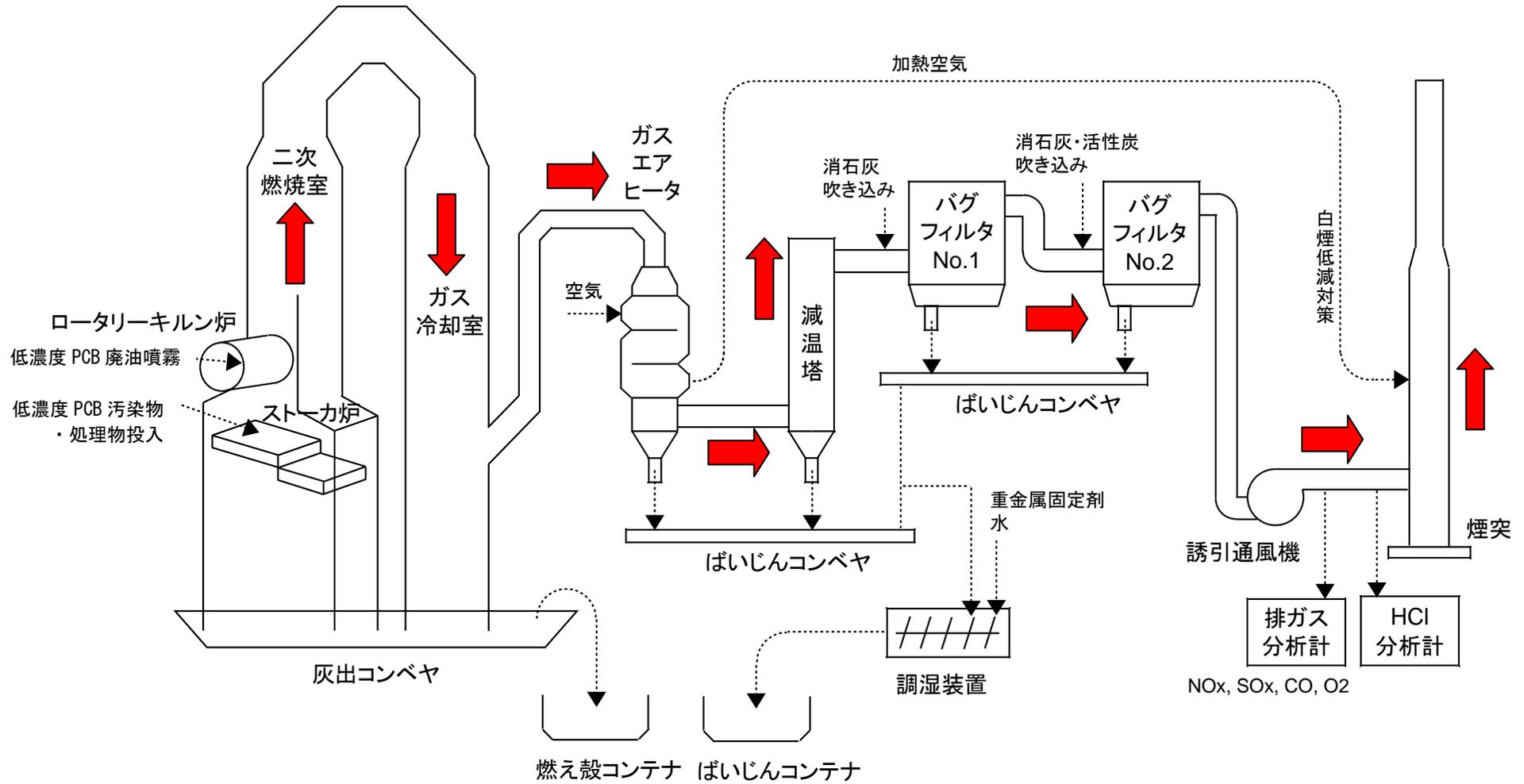


図 1-3 施設平面図

(7) 処理フロー



➡ 排ガスの流れ

図 1-4 処理フロー

## 2. 産業廃棄物処理施設の無害化処理の認定手続きについて

### (1) 無害化処理施設の認定における手続き

本件は、廃棄物処理法第 15 条の 4 の 4 に基づき、環境大臣が高度な技術を用いた産業廃棄物の無害化処理施設の認定を行う制度である。

事業者には、申請に先立ち、実証試験の実施、生活環境影響調査の実施が義務付けられている。

国は、申請書及び生活環境影響調査報告書を縦覧に供するとともに、関係都道府県知事及び市町村長から意見聴取を行うこととされている。また、当該施設に関し利害関係を有するものは、生活環境の保全上の見地からの意見書を環境大臣に提出することができる。

国は無害化処理の内容や施設の基準等について審査を行い、認定の可否を判断する。

なお、認定後は、国の権限において無害化処理認定業者への立入検査、指導などが行われる。手続きの概要を図 2 に示す。

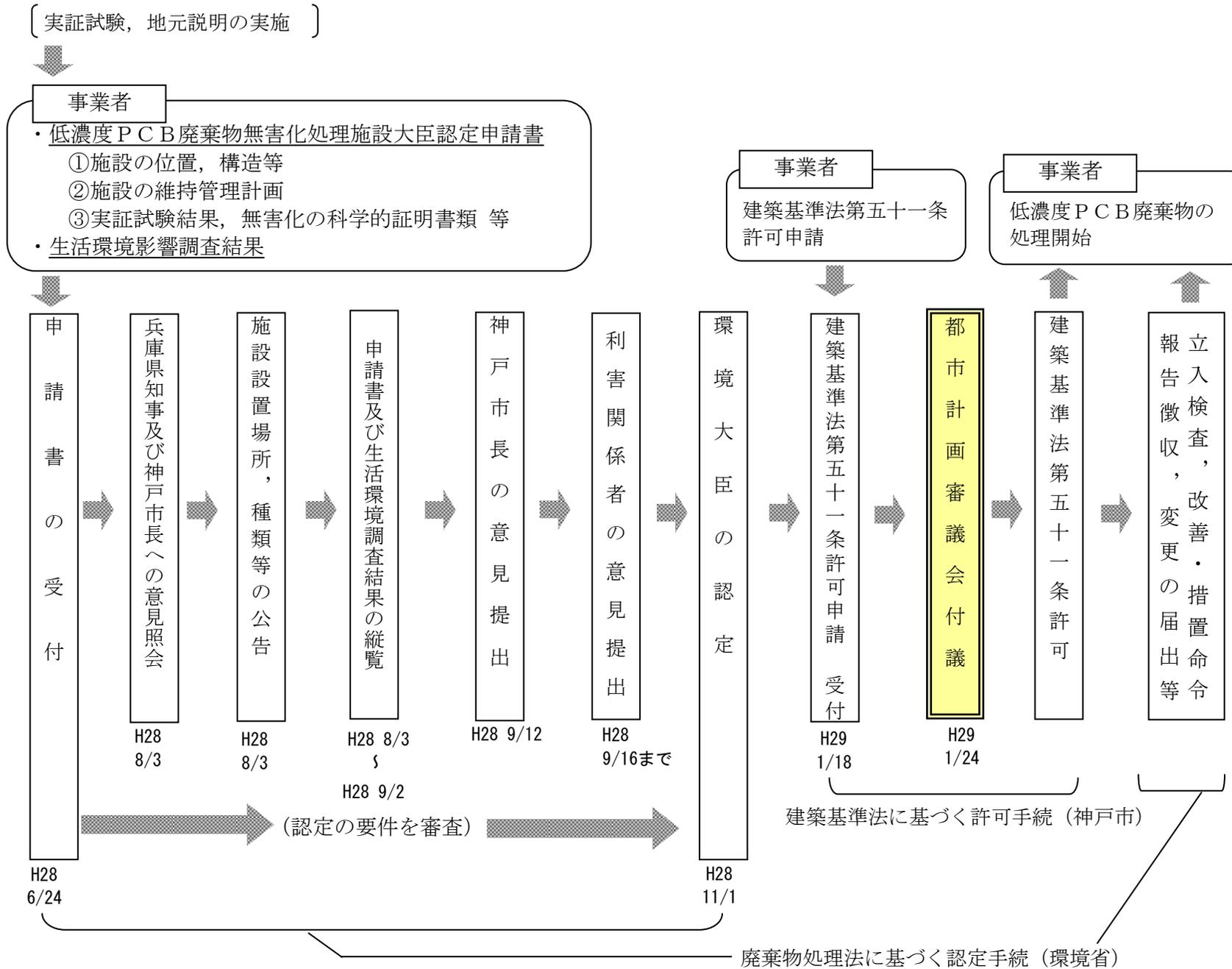


図2 無害化処理の認定における手続きの概要

(2) 周辺住民への説明会の実施状況

対象者：浜山推進委員会

真野地区まちづくり推進会

荻藻島会

説明会の開催：平成 28 年 6 月 3 日，6 月 4 日

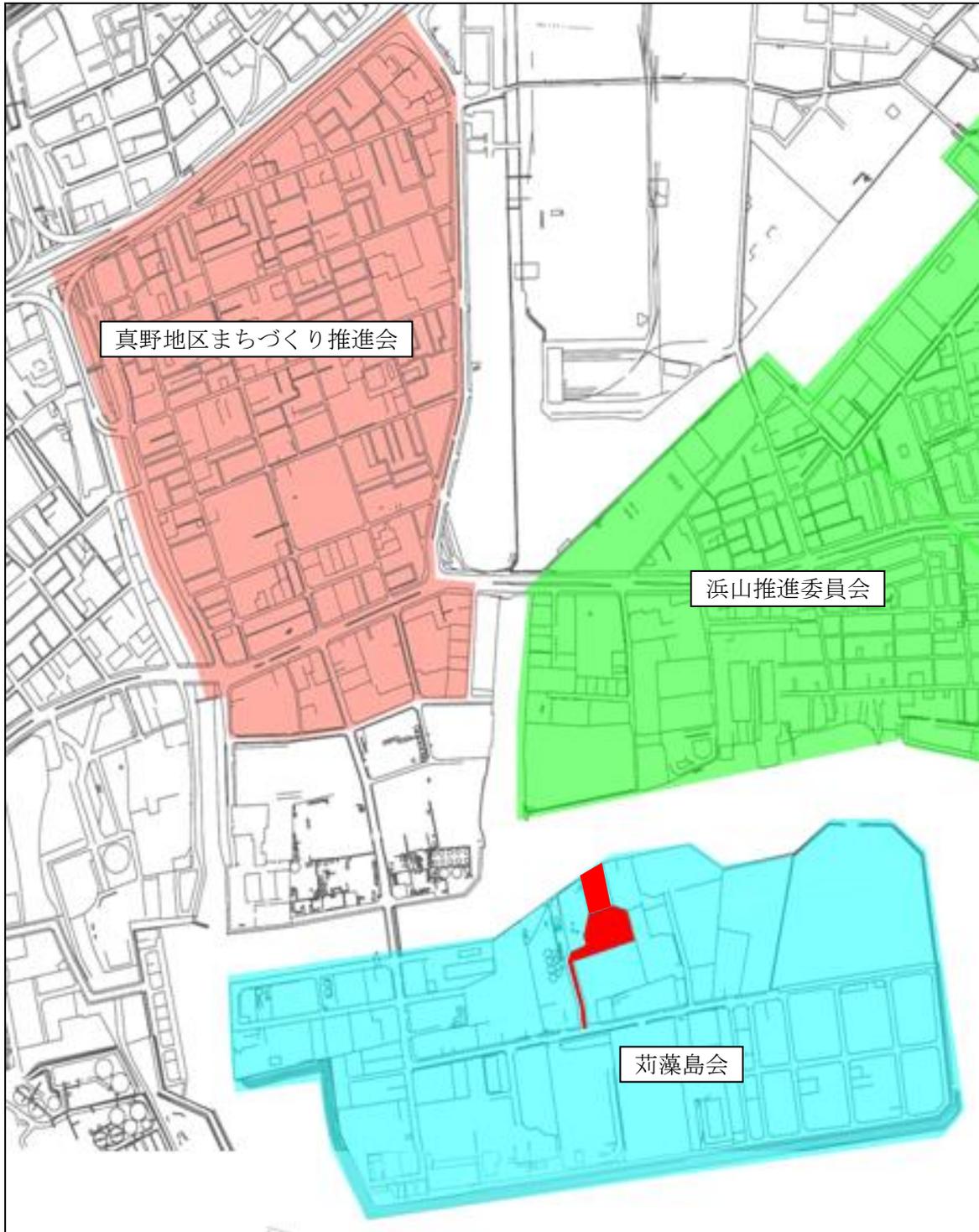


図 4 説明会の開催範囲

### 3. 生活環境影響調査結果の概要

生活環境調査項目は、本事業の実施に伴う影響が考えられる、煙突排ガスからのPCB、ダイオキシン類とした。

なお、煙突排ガスから排出されるその他の大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質等）については、最大煙突排ガス（77,600Nm<sup>3</sup>/時）が平成19年の施設新設時に実施した生活環境影響調査の最大煙突排ガス量（79,811Nm<sup>3</sup>/時）に比べ少なくなり環境への影響は増加せず、かつ施設新設時の生活環境影響調査の結果、環境への影響は軽微であったことから、今回の調査項目とはしていない。

また、施設の稼働に伴う騒音・振動、悪臭、施設からの悪臭については平成23年に実施した現況調査結果が環境保全の目標（基準値以下）を満たしており、かつ施設の稼働状況に変更はないこと、廃棄物運搬車両の走行に係る大気質、騒音・振動については台数の増加はないことから生活環境への影響はないとし、調査項目から除外している。

水質について、施設排水は全量再利用し、場外への排出がないことから調査項目から除外している。

#### 【煙突排ガスの排出】

○最大濃度出現地点<sup>※1</sup>における長期平均濃度（年平均値）予測結果

項目	単位	現況濃度 <sup>※2</sup>	寄与濃度	将来濃度	環境保全の目標
PCB	ng/m <sup>3</sup>	0.52	0.0459	0.566	500
ダイオキシン類	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.018	0.000459	0.018459	0.6

※1：最大濃度出現地点は施設の北東方向約620m

（ダイオキシン類の寄与濃度（年平均値）については図3のとおり）

※2：現況濃度は兵庫南部大気測定局の位置において事業者が実測した値

（注）ng（ナノグラム）：10億分の1グラム

pg（ピコグラム）：1兆分の1グラム

TEQ：毒性等量

#### 【参考：処理量の変更】

	1日当たりの処理量(トン/日)		
	現在	許可後	差
感染性廃棄物	28.56	19.20	-9.36
廃プラスチック類	3.94	3.94	0
紙くず・木くず	6.72	6.72	0
動植物性残渣	2.50	2.50	0
汚泥	7.20	7.20	0
廃酸・廃アルカリ	14.40	14.40	0
その他産業廃棄物	3.36	3.36	0
○廃PCB等	8.10	8.64	+0.54
○PCB汚染物・処理物	1.50	9.60	+8.1
合計	76.28	75.56	-0.72

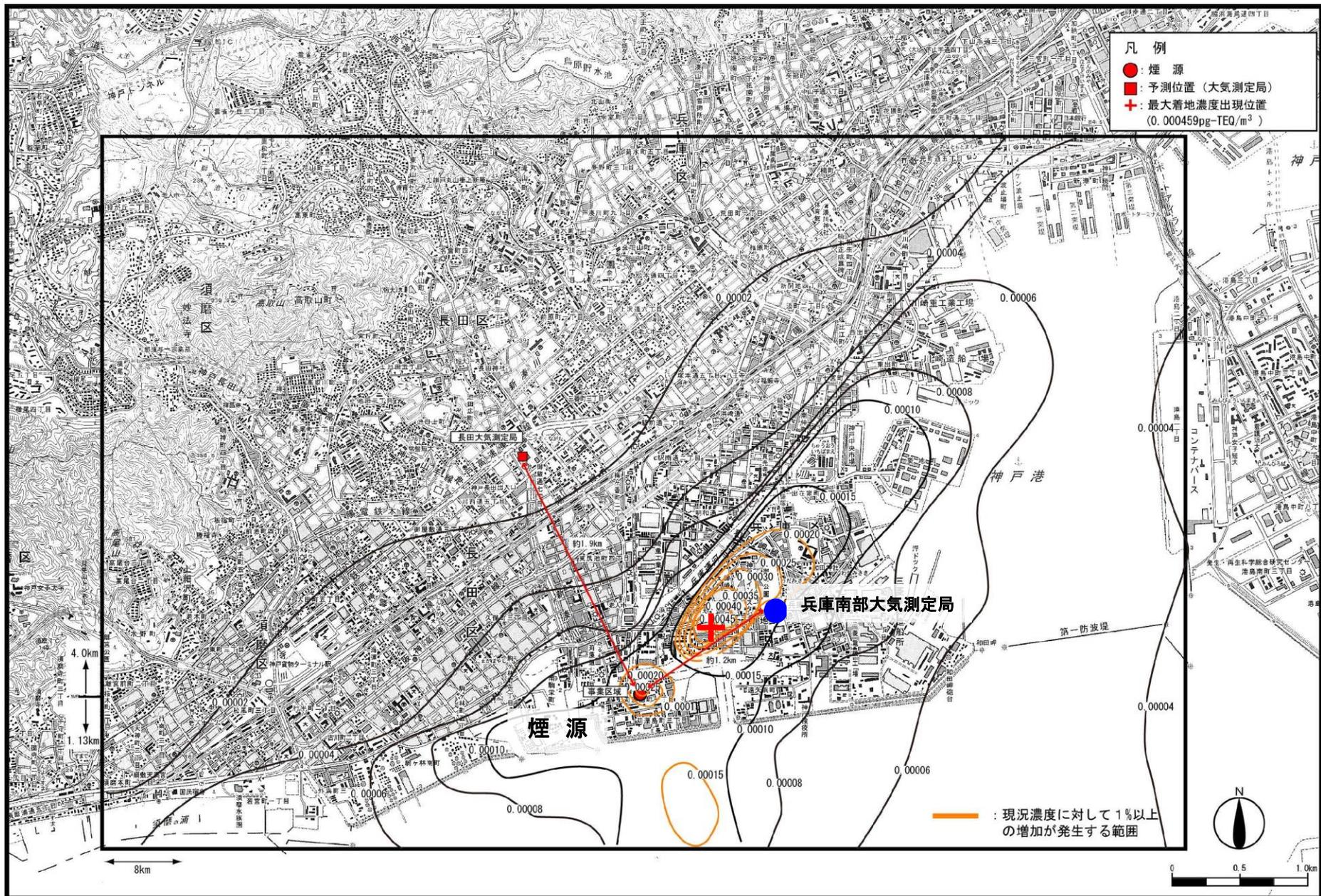


図3 ダイオキシン類の寄与濃度 (年平均値) (単位: pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

#### 4. 無害化認定申請書の縦覧・利害関係者及び神戸市長の意見提出

##### (1) 申請書の縦覧・利害関係者の意見提出

廃棄物処理法に基づき、環境大臣は、認定の申請について告示し、申請書等を告示の日から1ヶ月間公衆の縦覧に供しなければならない。また、利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、環境大臣に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

本件について利害関係を有する者からの意見を平成28年8月3日から平成28年9月16日の期間に募集したが、意見の提出はなかった。

##### (2) 関係都道府県知事及び市町村長からの意見聴取

廃棄物処理法に基づき、平成28年8月3日付けで環境省より市長に対し、本認定に係る意見の聴取（意見照会）がなされ、平成28年9月12日付けをもって市長の意見を述べた。

市長意見の概要は以下のとおりである。

##### ○市長意見の概要

- ・環境モニタリングを着実に実施し、環境負荷の一層の低減に努めるよう事業者を指導すること。
- ・低濃度 PCB 廃棄物の処理計画、処理実績、環境モニタリング結果等について市に報告を行うとともに適切な方法で公開し、地域住民等の意見や要望を幅広く聴取するよう事業者を指導すること。
- ・事故時における PCB 廃棄物の漏洩等の発生防止に万全を期すとともに、不測の事態が発生した場合には被害を最小限に抑えるよう、万全の体制を整備するよう事業者を指導すること。
- ・環境省が行う立ち入り調査や監視指導等に係る情報の提供及び保管事業者への収集運搬時における低濃度 PCB の漏洩防止等の周知徹底を行うこと。